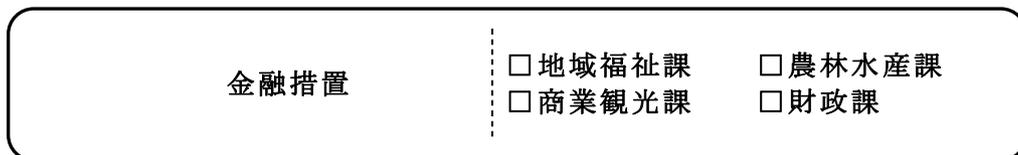


第4章 経済復興の支援

第1節 金融措置



阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な災害では、被災して死傷した者だけでなく、災害からかろうじて生命、身体を守れた者でさえも、建物倒壊や火災延焼あるいは大津波等により、今まで蓄えていた財産や資産を一瞬で失ってしまい、生活再建に対する気力や活力をなくしてしまうという状況が生じている。現に、大規模な災害後に、自らの将来を悲観し命を絶った者も多数おり、地域の復旧・復興はこうした被災者がいかに災害渦から精神的に立ち直り、日々の生活を活力あるものとするかにかかっている。

市は、地域が災害により大きく被災した場合を常に想定して、平常時から被災後における地域の経済復興のあり方等をあらかじめ検討しておくとともに、被災した場合には地域の復旧・復興を早期に進めていくため、次のような経済復興に向けた金融支援などについて関係機関と連携して推進していくものとする。

1. 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、または住居若しくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。これらの資金貸付けの財源については、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 をそれぞれの市町村に無利子で貸し付けることとなっている。

なお、災害援護資金貸付の概要は次の表のとおりであり、市は平常時からこれらの制度について広報誌やホームページ等を通じ広報を行い、制度の周知に努めるほか、災害時にはこれらの制度の問い合わせや利用に対して迅速に対応する。

《災害援護資金貸付の概要》				
災 害 援 護 資 金	対象災害	自然災害----都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
	貸付限度額	1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2) 家財等の損害 ア. 家財の1/3以上の損害 150万円 イ. 住居の半壊 170万円 ウ. 住居の全壊 250万円 エ. 住居の全体が滅失または流出 350万円 3) 1)と2)が重複した場合 ア. 1)と2)のア.の重複 250万円 イ. 1)と2)のイ.の重複 270万円 ウ. 1)と2)のウ.の重複 350万円 4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア. 2)のイ.の場合 250万円 イ. 2)のウ.の場合 350万円 ウ. 3)のイ.の場合 350万円		
	貸付条件	所得制限	(世帯人員) (市民税における総所得金額)	
			1人	220万円
			2人	430万円
			3人	620万円
			4人	730万円
			5人以上	(一人増す毎に730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
	利率	年3% (据置期間は無利子)		
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)			
償還機関	10年 (据置期間を含む)			
償還方法	年賦または半年賦			
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)			

2. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。市はこれらの制度の活用について住民に広く周知するように努める。

(1) 農林漁業復興資金

- 1) 天災融資法に基づく災害資金の貸付
- 2) 日本政策金融公庫の「農林水産事業」による復旧資金の貸付

(2) 中小企業復興資金

組合金庫や金融公庫は、被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

1) 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

2) 日本政策金融公庫の「中小企業事業」による災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対し、所定の条件により災害復旧貸付を行う。

【第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画】

第4章 第1節 金融措置

3) 日本政策金融公庫の「中小企業事業」による措置

被災者に対して、必要であると認められた時は次の措置をとることがある。

ア. 債務者に対して償還期間を延長する。

イ. 新たに借り受ける時は、据置期間や償還期間を延長する。

ウ. 閣議決定により利率を引下げる。

エ. 所定の条件により災害貸付を行う。